明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務二五四）　一
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第七条第五項の規定に基づき公示をする件（同二五五）　五
○クラスター弾に関する条約のベナン共和国による批准に関する件（外務三〇五）　六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二三八）
○平成二十九年度技能検定実施計画の一部を改正する件（厚生労働二八一）
○高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（経済産業二〇二）
○国土調査の実施に関する件（国土交通八〇七）
○道路に関する件（近畿地方整備局一五九）
○都市計画に関する件（九州地方整備局一五三）

〔人事異動〕
最高裁判所　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
官庁事項
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（関東運輸局）　七
登録小型船舶教習所の登録に関する公示（同）　七

〔公告〕
諸事項
官庁
財団、北朝鮮特定貨物の保管、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七
会社その他　二九

告示

○総務省告示第二百五十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　平成二十九年度高射部隊実弾射撃現地訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十九年八月三十日から平成二十九年十一月十七日まで

三　派遣人数（概数）　百十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○総務省告示第二百五十五号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり同法第三条第三項第五号に掲げる事項につき変更の認定をしたので、同法第七条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

二　住所　東京都品川区八潮五丁目七番二号

三　国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第一号に係る国外適合性評価事業

四　変更後の対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲

イ　対象とする特定輸出機器の種類

(1)　短距離無線機器（欧州規格（以下「EN」という。）三〇〇　二二〇―二、EN三〇〇　二二〇―三―一、EN三〇〇　二二〇―三―二、EN三〇〇　二二〇―四、EN三〇〇　三三〇、EN三〇〇　四四〇―二、EN三〇一　四八九―一、EN三〇一　四八九―三又はEN三〇二　二九一―二の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(2)　二・四GHz帯ワイドバンド送信システム（EN三〇〇　三二八、EN三〇一　四八九―一又はEN三〇一　四八九―一七の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(3)　五GHz帯無線LAN（EN三〇一　四八九―一、EN三〇一　四八九―一七又はEN三〇一　八九三の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

ロ　業務の範囲

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第三条第一号イの附属書3の業務に限る。

○外務省告示第三百五号

ベナン共和国政府は、平成二十年五月三十日にダブリンで作成された「クラスター弾に関する条約」の批准書を平成二十九年七月十日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年一月一日にベナン共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年七月十日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十九年八月二十九日

外務大臣　河野　太郎

○財務省告示第二百三十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年八月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第五十一回	三千四百五十万円	三千四百四十八万三千五百十二円